

令和元年度都営住宅等指定管理者管理運営状況評価結果

施設名	指定管理者	指定期間	総合評価	評価内容
都営住宅等	東京都住宅供給公社	平成31年4月1日～令和6年3月31日	A	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正事例の早期把握に努め、是正指導を適切に実施している。要医療や長期困難案件についても、地元自治体や地域包括支援センター等と連携して、きめ細やかな対応により解決に導いている。更に、職員の対応力向上を目的として、福祉的対応のノウハウを含め是正指導等に深い知見を有する講師を招いて実務研修を実施している。 ・定期訪問対象世帯約 17,000 世帯に対し、年間で延べ 20 万回以上の訪問を行い、16 万回以上の面談を行うなど、仕様書に定める 2 か月に 1 回以上の頻度を大きく上回る訪問・面談を実施している。また、安否確認についても、地元区市町などと連携して安否確認の強化に取り組んでいる。 ・巡回管理業務相談員を配置し、巡回管理人の定期訪問等の同行等による業務支援を行っており、効果的な巡回管理業務の推進に努めている。 ・財務状況については、格付投資情報センターの格付で、昨年度に引き続き「AA」と高い評価を取得している。 ・目標値を上回る収納率、収入認定率を達成している。 ・居住者の満足度調査において、職員の窓口対応及び巡回管理人の対応と、管理に対する総合的な満足度について、9割以上から高い評価を得ている。 ・台風被害や新型コロナウイルス感染症対策などの緊急的な事案にも、都と連携して速やかに対応するとともに、公社のノウハウを活用して都の災害復旧支援に貢献した。 ・都営住宅の高齢化や外国人入居者への対応など、指定管理者として適切に業務を遂行している。一次評価及び二次評価においては、個人情報紛失事故の発生を踏まえ評価Aとしており、総合評価においても評価Aが妥当である。 ・指定管理者は、個人情報の厳格な管理の必要について、引き続き高い信頼性と厳格な情報管理体制の構築・運用を図り、情報セキュリティ事故の再発防止に努められたい。 ・超高齢社会においては、ハード面での施設管理業務に加え、居住者の的確な生活支援などソフト面での対応が必要となっている。こうした部分の評価について、今後の課題として検討していく必要がある。

※評価基準 S : 管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A : 管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B : 管理運営が良好であった施設
C : 管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設